

**重要事項説明書**  
**(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)**  
 <令和6年10月1日現在>

1 (1) 居宅介護支援事業所 あいのうらの概要

事業所名	居宅介護支援事業所 あいのうら
所在地・連絡先	(住所) 佐世保市相浦町606番地1 (電話) 0956-48-6023 (FAX) 0956-48-6011
事業所番号	4270200043
管理者の指名	山下 裕介

(2) 佐世保市相浦地域包括支援センターの概要

事業所名	佐世保市相浦地域包括支援センター
所在地・連絡先	(住所) 佐世保市木宮町3番19号 (電話) 0956-59-7003 (FAX) 0956-59-7933
事業所番号	4200200139
管理者の指名	長塚 弘章

2 (1) 居宅介護支援事業所 あいのうらの職員体制

従業者の職種	人数	職務の内容
管理者(主任介護支援専門員)	1名	管理業務・介護予防支援
介護支援専門員	1名	介護予防支援

(2) 佐世保市相浦地域包括支援センターの職員体制

従業者の職種	人数	職務の内容
管理者	1名	管理業務
介護支援専門員・社会福祉士・保健師・経験ある看護師・高齢者保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した社会福祉主事のいずれか	4名以上	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

3 (1) 居宅介護支援事業所 あいのうらの事業の実施地域

事業の実施地域	相浦地域包括・大野地域包括・清水地域包括・吉井地域包括圏域。但し、黒島を除く。
---------	---

(2) 佐世保市相浦地域包括支援センターの事業の実施地域

事業の実施地域	椎木町、星和台町、日野町、大湊町、長坂町、中里町、上本山町、下本山町、岳野町 吉岡町、八の久保町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、踊石町 小川内町、菰田町、楠木町(一部を除く。)、相浦町、上相浦町、棚方町、光町、愛宕町 小野町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、川下町、木宮町、黒島町、高島町、浅子町、小佐々町
---------	---

#### 4 (1) 居宅介護支援事業所 あいのうらの営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	9:00～18:00
営業しない日	日曜日
上記の営業日、営業時間以外も電話等により常時連絡が可能	

#### (2) 佐世保市相浦地域包括支援センターの営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	9:00～18:00
営業しない日	日曜日・祝日・12月29日～1月3日

#### 5 提供する介護予防支援サービスの内容・提供方法

- ア 介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）等の作成
- イ 要介護認定等必要時の申請支援
- ウ 給付管理業務

上記のアのサービスを提供するにあたり、以下の項目について説明を行います。

- 1) 介護予防サービス計画の作成にあたって利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること
- 2) 介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者の選定理由の説明を求めることが可能であること

#### 6 費用

##### (1) 利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、介護保険制度から全額給付されるので原則、自己負担はありません。ただし、介護予防支援については、保険料の滞納により、支援事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

利用料（1か月につき）	
介護予防支援	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に定める額
第1号介護予防支援事業	佐世保市介護予防ケアマネジメント実施要綱に定める額

##### (2) 交通費

3の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要になる場合があります。

#### 7 事業所及びセンターの特色

##### (1) 事業の目的

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの契約者（利用者）が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むため、その心身の状況等に応じ適切な介護予防サービスを利用できるよう、利用者の同意の上で介護予防サービス計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

##### (2) 運営方針

ア 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの契約者（利用者）の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考慮し、介護予防の観点で介護予防サービス計画を作成します。

イ 事業所又はセンターは、感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

ウ 事業所又はセンターは、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実

